

元田村市職員の受託収賄と加重収賄事件に係る判決について

元田村市職員 武田護（たけだ まもる）の受託収賄と加重収賄事件に係る判決について、お知らせします。

判決は、令和 5 年 1 月 13 日午後 2 時 30 分から福島地方裁判所で行われた第 3 回公判にて言い渡されました。

内容は、懲役 2 年 6 か月、執行猶予 4 年、追徴金 299,397 円との判決でした。

【市長コメント】

本日、元職員が起こした受託収賄と加重収賄事件に係る判決が言い渡されました。

市といたしましては、この判決を重く受け止め、二度とこのような事件が起こらないよう、職員の服務規律、法令遵守の徹底を図るとともに、職員倫理規程を策定し、規範意識の向上に努め、市民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

市民の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたこと、改めてお詫び申し上げます。

令和 5 年 1 月 13 日

田村市長 白石 高 司